

## 【論文要旨】

## 法哲学の貧困

—自然法論者か法実証主義者か 理性的中間項の不在—

金澤秀嗣

本稿の目的は、法理念と法現実を相互に対立・分離させる構図に依然囚われている現代法哲学諸理論の貧しさを指弾し、改めて法哲学の学的意義を問うことに置かれる。社会科学一般の実証化や経験化が叫ばれて以来、哲学的思弁は法学の世界から悉く排除されつつある。法の存在・認識・価値を探究する営為は退潮し、代わって瑣末な方法論や近視眼的政策論が学術誌の目次を飾る様になって久しい。それでも法的論証論・システム理論・正義論等には、なお斯学の伝統の残滓が垣間見られる。けれどもいづれの理論も、法理念と法現実の関係をいかに捉えるべきか、という基本的な問題意識を欠いている様に思われる（第1節）。

こうした法哲学的なテーマに従来焦点を据えてきたのは、自然法論と法実証主義であった。第二次大戦後のドイツにおいては、ナチスによる不法支配を清算し正義を樹立すべく〈自然法の再生〉が説かれた。所謂〈ラートブルフ・テーゼ〉は不法な支配を招来した元凶を法実証主義に求めている。対して法実証主義の側から、ナチスはそのイデオロギーを一種の自然法として正当化し、既存の法体系を遡及的に無効

化したのであり、法の中立性を確保するためにはむしろ自然法論こそ否定されねばならない、との反駁がなされた。近年の東独国境警備兵の処遇をめぐる〈壁の射手〉訴訟についても、同様の構図に基づいた議論が見られる。だが実のところかかる二項対立図式こそ、法哲学の思考を硬直化させ、とどのつまり法哲学そのものを貧困にした主たる原因にはかならない（第2節・第3節）。

もとより方法論や政策論には、法理念と法現実の一致を見出す視座を期待すべくもない。両者の相即を洞察するためには、事物が帯びる論理構造を把握し、規範の認識典拠を摘示する必要がある。学史においては所謂〈事物の本性〉論にその範を求めることができよう。思うに現代法哲学の不毛性を払拭し、また法解釈など実務に対する法哲学の有効性を確認するうえで、〈事物の本性〉概念を検討し直す作業は極めて有益である（小括）。

【キーワード】：現代法哲学、自然法論、法実証主義、〈ラートブルフ・テーゼ〉、〈ラートブルフの公式/

定式)、〈壁の射手〉 訴訟、法治国家、〈事物の本性〉 論。